

令和 3 年 4 月 2 日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく
協力要請について (依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき 2 月 13 日から 4 月 30 日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、4 月 5 日から宮城県、大阪府、兵庫県の 6 市がまん延防止等重点措置の対象区域とされることを受け、4 月 2 日をもって一部改訂しましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

県土整備部

建築住宅課企画担当

TEL : 055-223-1730